# 添付法令資料1:

モロッコにおける家族相互扶助基金の受給条件・手続を定める法律第 41-10 号の 規定を適用するための 2011 年 9 月 6 日付政令第 2-11-195 号(目次)

- 第1章 国・認証機関間の協定に係る認可(第1条)
- 第2章 基金の受給を申請するための必要書類(第2条~第3条)
- 第3章 基金の前払金の上限額(第4条~第5条)

# 添付法令資料 2:

韓国保険業法(目次)

2015年7月31日法律第13453号により一部改正 2016年8月1日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第3条)
- 第2章 保険業の許可等(第4条ないし第12条)
- 第3章 保険会社
  - 第1節 削除 (第13条ないし第17条)
  - 第2節 株式会社 (第18条ないし第33条)
  - 第3節 相互会社
    - 第1款 設立 (第34条ないし第45条の2)
    - 第2款 社員の権利及び義務(第46条ないし第53条)
    - 第3款 会社の機関 (第54条ないし第59条)
    - 第4款 会社の計算 (第60条ないし第64条)
    - 第5款 定款の変更 (第65条)
    - 第6款 社員の退社 (第66条ないし第68条)
    - 第7款 解散 (第69条及び第70条)
    - 第8款/清算(第71条ないし第73条)
  - 第4節 外国保険会社国内支店(第74条ないし第82条)
- 第4章 募集
  - 第1節 募集従事者 (第83条ないし第94条)
  - 第2節 募集関連遵守事項(第95条ないし第101条)
  - 第3節 募集契約者の権利 (第102条ないし第103条)
- 第5章 資産運用
  - 第1節 資産運用の原則 (第104条ないし第114条)
  - 第2節 子会社 (第115条ないし第117条)
- 第6章 計算(第118条ないし第122条)

第7章 監督 (第123条ないし第136条)

第8章 解散及び清算

第1節 解散 (第137条ないし第155条)

第2節 清算 (第156条ないし第161条)

第9章 関係者に対する調査(第162条ないし第164条)

第 10 章 損害保険契約の第三者保護(第 165 条ないし第 174 条)

第11章 保険関係団体等

第1節 保険協会等 (第175条ないし第180条)

第2節 保険計理及び損害算定(第181条ないし第192条)

第12章 補則(第193条ないし第196条)

第13章 罰則(第197条ないし第210条)

附則

### 添付法令資料 3:

非銀行金融活動に関する 2002 年 12 月 12 日付モンゴル国法律(目次) 2015 年最終改正

第1章 総則(第1条ないし第4条)

第2章 非銀行金融活動への従事(第5条ないし第11条)

第3章 非銀行金融機関の活動に従事する者に対し禁止する事項及び課すべき要求 (第12条及び第13条)

第4章 自己資本及び財務諸表(第14条ないし第18条)

第5章 非銀行金融活動に対し行うべき監督(第19条)

第6章 責任(第20条及び第21条)

#### 添付法令資料 4:

# 商業銀行の株式保有に関する 2016 年 12 月 7 日付 インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.56/POJK.03/2016(目次) 同月 9 日施行

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 株式保有の上限(第2条ないし第9条)
- 第3章 株式保有の上限の適用に係る義務(第10条ないし第16条)
- 第4章 保有上限の遵守義務に係る措置(第17条及び第18条)
- 第5章 雑則 (第19条及び第20条)
- 第6章 制裁(第21条)
- 第7章 経過規定(第22条)
- 第8章 終則(第23条及び第24条)

## 添付法令資料 5:

ベトナムにおいて従業する外国労働者に関する労働法の若干の条項の 施行細則を定める政府の 2016 年 2 月 3 日付第 11/2016/NÐ-CP 号議定の 若干の条項の施行を指導する通知(目次)

労働・傷病兵・社会省の 2016 年 10 月 25 日付第 40/2016/TT-BLDTBXH 号 通知/16.12.12 施行

第1章 総則(第1条ないし第5条)

第2章 労働許可証の発給、再発給及び回収(第6条ないし第13条)

第3章 実施組織 (第14条ないし第17条)

第4章 施行条項(第18条)